

鯖江市自転車等の放置防止に関する条例（素案）の概要

1 条例制定の背景について

（1）現状と課題

- ・「鯖江市自転車駐車場設置および管理に関する条例」で、鯖江駅前など大きな駐輪場4箇所には、放置自転車の撤去に関する規定あり
- ・その他の駐輪場や道路、公園などの公共の場所には規定する条例がなく、警告札を取り付けて様子を見るなど、撤去までに時間を要する
- ・本年7月には、北鯖江駅周辺において58台の放置自転車を確認
- ・その他の駐輪場や道路、公園でも放置自転車を確認
- ・歩行者の通行障害や景観の悪化

（2）新条例制定の理由

- ・駐輪場だけでなく、公共の場所全般を対象
- ・明確なルールに基づき迅速かつ適切な対応

2 条例（素案）の内容

（1）目的

この条例は、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、交通の円滑化および都市景観の保全を図り、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

（2）主な内容

①定義の明確化	<ul style="list-style-type: none">・自転車等：原動機付自転車および自転車・放置：利用者がその場を離れ、すぐに移動できない状態 (駐輪場の場合は、長期間置かれている状態)・公共の場所等：市が設置した駐輪場および道路、公園などの公共の場所
②市の責務	駐輪場の整備、関係機関との連携
③利用者の責務	放置しない、施錠する、防犯登録を受ける
④鉄道事業者の責務	駐輪場の整備、市の施策への協力
⑤放置自転車等に対する措置	警告から処分までの流れ
⑥既存条例の改正	第5条の「放置自転車の撤去」の規定を「放置自転車に対する措置」に改め、条文を「自転車駐車場に長期間放置してある自転車がある場合の措置については、鯖江市自転車等の放置防止に関する条例の規定を準用する」に改める

(3) 放置自転車等に対する措置の概要

①警告	・放置された自転車等に警告札を取り付ける
②撤去	・警告から 7 日以上経過しても移動しない自転車等は撤去する ・市民の良好な生活環境が阻害されていると認めるときは直ちに撤去する
③保管	・撤去した自転車等を保管する ・保管した旨を告示する
④通知書送付	・速やかに引き取るよう所有者に通知
⑤処分	・告示の日から 3 ヶ月を経過しても引き取りがない自転車等は処分する

3 今後の予定

- ・ R7. 12月4日～12月18日 パブリックコメントの実施
- ・ R7. 12月19日～ 意見集約・結果公表
- ・ R8. 2月～3月 議会（条例案の提出）
- ・ R8. 4月1日 施行（予定）